

資料編

水辺の街再生計画（潮来市都市計画マスタープラン）策定委員会設置要綱

（設置及び目的）

第1条 潮来市において「水辺の街再生計画（潮来市都市計画マスタープラン）」（都市計画法第18条の2第1項に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」）の策定を進めるにあたり、この策定に関し必要な協議・検討を行うため、水辺の街再生計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、別表1に掲げる職務にある者を委員として組織する。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、建設部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（ワーキングの設置）

第6条 委員会に、計画に係る具体的事項について検討を行うため、水辺の街再生計画ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）を設置する。

（ワーキングの組織及び会議）

第6条 ワーキングは、別表1に掲げる構成課の職員をもって組織する。

- 2 ワーキングには代表者をおき、都市建設課長補佐をもって充てる。
- 3 代表者は、会務を総理しワーキングを代表する。
- 4 ワーキングは、必要に応じて代表者が招集し、これを主宰する。

（任期）

第7条 策定委員会の委員及びワーキング構成員の任期は、水辺の街再生計画の策定完了時までとする。

（庶務）

第8条 委員会及びワーキングの庶務は、建設部都市建設課において行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月20日から施行する。

水辺の街再生計画（潮来市都市計画マスタープラン）
策定委員会・ワーキング委員名簿

策定委員			ワーキング委員	
部課名	職名	氏名	グループ・職名	氏名
副市長		鈴木 浄 博		
総務部	部長	久保木 貞 夫		
総務課	課長	秋 永 克 昭	交通防災G係長	草 野 豊
企画財政課	課長	窪 谷 俊 雄	課長補佐兼主任係長 企画調整G係長	柿 崎 純 一 埴 誠 一
市民福祉部	部長	諸 星 嘉津雄		
社会福祉課	課長	池 田 豊		
介護福祉課	課長	坂 本 行 祥		
環境経済部	部長	鈴木 美知男		
環境課	課長	豊 野 行 夫	課長補佐兼主任係長	吉 川 英 幸
農政課	課長	岩 本 是	課長補佐兼主任係長	根 本 富美雄
観光商工課	課長	石 田 裕 二	産業振興G係長	打 越 伸 是
建設部	部長	吉 川 利 一		
都市建設課	課長	佐 藤 正 美	課長補佐兼主任係長	菅 谷 弘
下水道課	課長	天 川 正 一	管理G係長 建設G係長	石 井 俊 哉 長 島 政 人
教育委員会	次長	小 沢 昭 治		
学校教育課	課長	立 原 英 男		
生涯学習課	課長	矢 幡 安 一		
水道課	課長	大 川 正 夫	施設G係長	阿 部 邦 夫
農業委員会	局長	米 川 弘 蔵	農業委員会G係長	仲 沢 正 夫
企業誘致推進室	室長	土 子 正 彦	企業誘致推進G係長	吉 川 秀 樹

水辺の街再生計画（都市計画マスタープラン）検討会議設置要綱

（設置及び目的）

第1条 潮来市において「水辺の街再生計画（潮来市都市計画マスタープラン）」の策定を進めるにあたり、市民の意見を反映するため、「潮来市都市計画マスタープラン検討会議」（以下「検討会議」という）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会議は次に掲げる事項について意見交換を行う。

- （1）水辺の街再生計画の策定に関すること
- （2）その他検討会議の運営に関すること

（組織）

第3条 検討会議は15名以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）別表に掲げる団体等から推薦のあった者
- （2）市民からの一般公募による者
- （3）その他市長が必要と認める者

（座長及び副座長）

第4条 検討会議に座長を置く。

- 2 座長は、水辺の街再生計画策定委員会が選任する。
- 3 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故あるとき又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、潮来市都市計画マスタープランの策定完了時までとする。

（会議）

第6条 検討会議は、必要に応じて市長が招集し、座長がこれを主宰する。

（庶務）

第7条 検討会議の庶務は、建設部都市建設課において行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、検討会議に諮り、別に定める。

附則

この要綱は、平成20年8月20日から施行する。

別表（第3条関係）

水郷潮来観光協会	潮来市商工会（青年部・女性部）	潮来市高校生会
潮来市PTA連絡協議会	潮来青年会議所	潮来市文化協会
潮来アグリネットワーク		

水辺の街再生計画（潮来市都市計画マスタープラン）検討委員名簿

番号	種別	団体名等	氏名	備考
1	1号委員	水郷潮来観光協会	坂戸 重雄	
2		潮来市商工会青年部	森 誠	
3		潮来市商工会女性部	永井 弘子	
4		潮来青年会議所	内堀 竜一	
5		潮来市PTA連絡協議会	榊原 徹	
6		潮来市高校生会	香取 裕依	
7		潮来市文化協会	宮本 文雄	
8		潮来アグリネットワーク	兼原 儀弥	
9	2号委員	一般公募者	松崎 ちか	
10			観音堂 朋実	
11			金岡 良夫	
12	3号委員	市役所OB	佐野 憲一	副座長
13			谷村 裕	座長

事務局	潮来市役所 建設部 都市建設課 TEL 0299-63-1111 (内線 346・347)	佐藤 正美	課長
		菅谷 弘	課長補佐
		打越 桂子	担当者
		酒井 進	担当者
コンサルタント	株式会社 AN計画工房	西垣 聡之	

水辺の街再生計画（潮来市都市計画マスタープラン）策定経緯

日 時	実施経緯
平成 20 年 7 月 8 日～22 日	まちづくり意向調査 20 歳以上の市民 1,000 人を無作為抽出 回収数 313 人(回収率 31.3%)
平成 20 年 10 月 1 日	第 1 回水辺の街再生計画(潮来市都市計画マスタープラン) 策定委員会・ワーキング(合同)
平成 20 年 10 月 8 日	第 1 回水辺の街再生計画(潮来市都市計画マスタープラン)検討会議
平成 20 年 11 月 11 日	第 1 回水辺の街再生計画(潮来市都市計画マスタープラン)ワーキング
平成 20 年 11 月 18 日	第 2 回水辺の街再生計画(潮来市都市計画マスタープラン)検討会議
平成 20 年 12 月 20 日	第 3 回水辺の街再生計画(潮来市都市計画マスタープラン)検討会議
	<div data-bbox="1034 1137 1410 1413" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="662 1361 1029 1395">市民参加による検討会議の様様</p>
平成 21 年 1 月 29 日	第 4 回水辺の街再生計画(潮来市都市計画マスタープラン)検討会議
平成 21 年 2 月 5 日	第 3 回水辺の街再生計画(潮来市都市計画マスタープラン)ワーキング
平成 21 年 2 月 18 日	第 4 回水辺の街再生計画(潮来市都市計画マスタープラン)ワーキング
平成 21 年 2 月 23 日 ～ 3 月 9 日	パブリックコメント
平成 21 年 3 月 24 日	第 2 回水辺の街再生計画(潮来市都市計画マスタープラン)策定委員会